基　本　要　領

Ⅰ　総　　則

1　早稲田大学大学院商学研究科は、博士後期課程商学専攻、修士課程商学専攻および専門職学位課程ビジネス専攻からなり、（１）経営学、会計学、商学および経済学・統計学等に関して、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力を養成すること、または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成すること、および、（２）これらの専門分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有する教授、研究者、および専門的な職業に従事する者を養成することを目標とする。

2　商学研究科の教育は、講義科目・演習科目からなる「授業科目」および「研究指導」（学位論文作成等に対する指導）によって行う。商学専攻においては、授業科目および研究指導が「経営管理」、「会計」、「産業・経済」、の３コースにそれぞれ配当されている。ビジネス専攻においては、授業科目が全日制グローバル、１年制総合、夜間主総合、夜間主プロフェッショナルプログラム（2012 年度以降入学者）、ＭＢＡプログラム（全日制、夜間主）およびＭＯＴプログラム（2011 年度以前入学者）にそれぞれ配当されている。

3　商学研究科には、次の３種類の学生を収容する。

（１）正規学生

（２）研究生

（３）科目等履修生（委託科目等履修生・一般科目等履修生）

このうち、（１）は修士、経営管理修士、または博士の学位を得ようとする者を対象とし、修士課程の「経営管理コース」、「会計コース」、「産業・経済コース」修了者に与えられる学位は「修士（商学）」である。博士後期課程修了者に与えられる学位は「博士（商学）」である。専門職学位課程の全日制グローバル・１年制総合・夜間主総合・夜間主プロフェッショナルプログラム修了者（2012年度以降入学者）、ＭＢＡプログラム（全日制・夜間主）およびＭＯＴプログラム修了者（2011年度以前入学者）に与えられる学位は「経営管理修士（専門職）」である。（２）、（３）については、Ⅳ（Ｐ12）を参照されたい。

4　商学研究科への入学資格は、修士課程については、

（１）大学を卒業した者、および当研究科入学までに卒業見込みの者

（２）大学評価・学位授与機構により、学士の学位を授与された者、および当研究科入学までに授与される見込みのある者

（３）外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、および当研究科入学までに修了見込みの者

（４）文部科学大臣の指定した者

（５）大学に３年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了、または当研究科入学までに修了見込みの者で、当研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（６）当研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当研究科入学までに 22 歳に達する者

である。修士課程については、必ずしも商学部の課程を履修した者でなくてもよいが、学生の本研究科入学前の履修内容に応じて、商学研究科における履修の前提科目として、指導教員より本大学商学部（以下、「商学部」という。）に配当されている特定科目の履修を指示される場合がある。

なお、博士後期課程については、

（１）修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を得た者、または当研究科入学までに修得見込みの者

（２）外国において修士もしくは修士（専門職）の学位またはこれに相当する学位を得た者、または当研究科入学までに修得見込みの者

（３）文部科学大臣の指定した者
（４）国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または当研究科入学までに修得見込みの者
（５）当研究科において、個別の入学資格審査により、修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、当研究科入学までに24歳に達する者

とする。

5　１学年度は、15週ずつの２学期（春学期、秋学期）に分けられる。この１学期をセメスターとよぶ。また、１学期を前半と後半に分け、それぞれをクォーターとよぶ。

Ⅱ　修士学位に関する規程

2014年度以降入学者

1．修士課程修了要件

修士課程商学専攻（以下、修士課程とする）正規課程に原則として２年以上在学し、授業科目を以下の区分によって32単位以上修得し、さらに研究指導を受けて修士論文の審査ならびに最終試験に合格した者は「修士（商学)」の学位が与えられる（なお、早期修了制度適用者については１年以上の在学で修了を認めることがある)。

科目群	科目区分	修了要件	備考
研究基礎科目群	統計基礎	2	必修科目
	統計関連科目	4	「統計基礎（２単位）」以外で、４単位の履修が必要 ４単位を超えて履修した科目は自由科目として扱う
	研究法関連科目		
	論文作成・発表法関連科目		
	外国語文献研究科目		
専門科目群	コア科目（所属専修）	４～	コア科目（所属専修）４単位以上を含めて、18単位以上の修得が必要
	コア科目（他専修）	18～	
	発展科目		
	外国語による専門科目		
演習科目		４～	１年次より登録
研究指導		合格	２年次以降に登録
修士論文		合格	最終セメスターに登録
修了要件		32～	

2．科目登録

修士課程の学生は、学科目配当に基づいて、各自の方針や学位取得の必要条件を考慮して履修計画を立てなければならない。

各学期のはじめに、指導教員による指導に従って、その学期に履修しようとする科目を選択し、指定された期間内に所定の方式に基づき登録手続きを完了すること。

なお、修士課程の学科目は、主に半期科目（２単位）であり、春学期もしくは秋学期に開講する（一部クォーター科目（２単位）がある)。修了に必要な単位数については、必ず学生各自の責任において正しく把握し、履修計画を立てること。

※登録単位数

（１）１学年度（４月入学者は４月～翌年３月、９月入学者は９月～翌年８月）に登録できる科目単位数の上限は、１学期16単位、年間22単位(演習含む)とする。

（２）学部在籍中に取得した「大学院先取り履修科目」の単位認定分は、上限単位数に含まない。（科目等履修生については、単位認定分は上限単位数に含む)

（３）自由科目、日本語教育研究センター設置科目および商学部設置の前提科目を履修する者は、年間上限26単位まで履修することができる。なお、上記科目は修了に必要な単位数に算入されない。

（４）登録科目の取消は、指導教員が承認した場合のみ、商学研究科設置科目に限り各学期６単位（３科目）を上限として認める。

≪科目区分≫

<table>
<tr><td rowspan="4">研究基礎科目群</td><td rowspan="4">1年次に履修が望ましい科目</td><td colspan="2">1）　統計基礎
修士課程学生として必要な統計の知識を修得する事を目的として設置された科目。
必修科目であり、２単位（１科目）を修了までに修得しなければならない。
※博士後期課程進学後(2016年度以降入学者)、A+/A 評価修得が学位申請論文の提出要件となる</td></tr>
<tr><td>2）　統計関連、研究法関連、論文作成・発表法関連　各科目
修士課程学生として必要な研究方法、調査方法、執筆方法、発表方法を学ぶための知識を提供する科目。</td><td rowspan="3">４単位（２科目）を修了に必要な単位として認め、４単位を超えて修得した単位は自由科目として扱う。</td></tr>
<tr><td>3）　外国語文献研究科目
外国語の文献を通じて専門分野の視野を広げ、修士課程学生として必要な知識を修得するための科目。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門科目群</td><td rowspan="2"></td><td>4）　コア科目
所属する専修において必要となる基礎知識を身につける科目。
（１）所属する専修のコア科目から、４単位（２科目）以上を修得しなければならない。
（２）所属する専修のコア科目を４単位以上修得した場合でも、所属する専修のコア科目は修得可能。
（３）所属しない他専修のコア科目についても、修得可能。
※コア科目をＡ＋またはA評価で合格した場合、修士課程修了1年以内であれば、博士後期課程入学試験の専門科目において当該科目分の免除を受けることができる。</td><td rowspan="3">所属専修のコア科目４単位を含めて、「専門科目群」から18単位（９科目）以上を修得しなければならない。

18単位を超えて修得した単位は、自由科目としては扱わず、修了要件単位に含めることができる。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>基礎を元に履修</td><td>5）　発展科目
専修ごとに設置された専門科目。指導教員と相談の上、履修すること。

6）　外国語による専門科目
授業の全てを外国語で実施する専門科目。</td></tr>
</table>

7）　他研究科提供科目・グローバルエデュケーションセンター提供科目・他機関提供科目

（１）他研究科提供科目・グローバルエデュケーションセンター提供科目・他機関提供科目の履修は、在学中通算８単位を上限として履修を許可し、原則として講義科目のみを履修可能とする。ただし、科目登録は学期および年間登録の制限単位数内で行うこととし、自由科目を含めた登録科目数は年間26単位を上限とする。

（２）他研究科提供科目は、修了に必要な単位として、専門科目群へ認定可能とする。

（３）グローバルエデュケーションセンター提供科目のうち、大学院共通設置科目は以下の科目のみを、修了に必要な単位として、研究基礎科目群へ認定可能とし、それ以外の科目については、自由科目として履修を認める。

学術的文章の作成とその指導，研究倫理概論，質的研究方法入門

（４）グローバルエデュケーションセンター提供科目のうち、大学院生開放科目（Tutorial English 等）については、自由科目として履修を認める。

（５）上記以外の他機関提供科目（留学センター等が提供する科目）については、履修を認めない。

（６）学部設置科目については原則として履修を認めないが、商学部設置科目については指導教員の指示に基づき前提科目（自由科目扱い）として履修することができる。

（７）他研究科提供科目・グローバルエデュケーションセンター提供科目の履修は事前に指導教員の許可を得た上で、Web 科目登録システムから行うこと。

（８）他研究科提供科目および、研究基礎科目群へ参入可能なグローバルエデュケーションセンター提供科目（大学院共通設置科目）について、修得単位は原則として修了要件算入単位として扱うが、科目登録申請期間に自由科目への参入区分変更申請があった場合に限り、自由科目へ区分変更を実施することができる。

8）　専門職学位課程（商学研究科ビジネス専攻）［全日制グローバル］設置科目

（１）修士課程の学生が商学研究科ビジネス専攻の履修を希望する場合、全日制グローバル設置の選択科目（日英科目は含まない）についてのみ、在学中通算６単位を上限として、他研究科提供科目とは別に履修を許可し、修了に必要な専門科目群の単位として認める。コア科目、拡張コア科目および夜間主設置の選択科目の履修は一切認めない。

（２）常勤者として満３年以上の実務経験を有していなければ履修は認められない。科目登録時に「経歴書」を提出すること。

（３）科目の登録は、学期および年間登録制限単位数内で行う。

（４）商学専攻博士後期課程在学生は、（２）で指定した実務経験を問わず履修をすることができる。
（５）経営管理研究科設置科目については、他研究科提供科目として取り扱う。

９）　日本語教育研究センター設置科目

（１）日本語の語学科目履修を要求された外国学生は、科目登録の際、履修する日本語科目の単位数を含めて年間26単位以内で登録しなければならない。

１０）　演習科目

[修士課程]

第一セメスターから自動登録される科目で、修了までに４単位（２科目）以上修得しなければならない。原則として在学中は自動登録されるため各自での科目登録は不要。ただし、留学期間中は登録されない。修士課程では、演習科目の取消は認められない。なお、８単位（４科目）を超えて単位を修得した場合は、自由科目として扱う。

[博士後期課程]

第一セメスターから自動登録される科目。修士課程と同じ演習を履修する。

なお、指導教員の許可があれば取消期間中に取消が可能となる。また、経営管理研究科を本属とする教員の担当する研究指導については、一部において演習が設置されていない。

１１）　研究指導

[修士課程]

第三セメスター（２年次）から、自動登録される。P（合格）/Q（不合格）で評価され、単位は設定されていない。

[博士後期課程]

第一セメスター（１年次）から、自動登録される。P（合格）/Q（不合格）で評価され、単位は設定されていない。

博士後期課程の学生は、少なくとも６セメスター以上の研究指導を終了する事が博士学位申請のための条件の１つとされている。

１２）　修士論文

修了見込みが立っている学生の最終セメスターに自動登録される。指定の期日までに修士論文の提出が必要となり、最終試験（口述試験）を合格することが修了要件の１つとなる。なお、単位は設定されていない。

１３）　自由科目の取り扱い

自由科目（自由科目への参入区分変更申請をした他研究科提供科目および研究基礎科目群へ参入可能なグローバルエデュケーションセンター提供科目）の単位は、修了要件に含まれない。成績証明書には記載されるが、GPA には含まれない。

※自由科目への科目区分変更について（他研究科提供科目のみ）

履修科目の科目区分について、自由科目への変更を希望する場合は、当該科目の科目登録期間中に自由科目への切り替え認定申請書(商学研究科 HP 参照)を提出し、変更の手続きを行うこと。なお、商学研究科設置科目は、自由科目への科目区分変更が認められないので注意すること。

１４）　前提科目について

各専修が配当する科目の履修に先立って履修しておくべき科目。これを履修していない者は、指導教員により、商学部に配当されている当該科目の履修を指示される場合がある。履修希望者は「前提科目登録願」を商学研究科事務所に提出すること（Web 科目登録は不要）。なお、前提科目は修了に必要な単位数に算入されない。成績証明書には記載されるが、GPA には含まれない。

１５）　在学中に海外の他大学院で修得した科目の認定単位について

在学中に海外の他大学院で修得した科目の認定単位は通算10単位を上限として、修了に必要な単位として認める（在学中に海外の他大学院で修得した科目の単位は、所定の手続および審査を経て、専門科目群に該当する内容のものに限り認定する）。

2013年度以前入学者

１．修士課程修了要件

修士課程商学専攻（以下、修士課程とする）正規課程に１年半もしくは、２年以上在学し、授業科目を以下の区分によって36単位以上修得し、さらに研究指導を受けて修士論文の審査ならびに最終試験に合格した者は「修士（商学）」の学位が与えられる（なお、2011年度以前入学者は、入学時の研究科要項に記載の修了要件が適用されているので各自確認すること）。

<table>
<tr><th>区分</th><th>履修項目</th><th colspan="2">科目区分</th><th>修了要件</th><th>年間上限登録単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">授業科目</td><td rowspan="4">講義科目</td><td rowspan="3">共通基礎科目</td><td>専門基礎（１類）
専門基礎（２類）</td><td rowspan="3">６～12</td><td rowspan="6">28単位
※自由科目〈注３〉・前提科目を含める場合は32単位</td></tr>
<tr><td>文献研究〈注１〉</td></tr>
<tr><td>国際交流特設科目〈注１〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目〈注２〉</td><td>16～</td></tr>
<tr><td colspan="3">演習科目</td><td>８</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>３６</td></tr>
<tr><td>研究指導</td><td colspan="2">第２年次以降自動登録</td><td>修士論文</td><td>合格</td></tr>
</table>

〈注１〉修了要件として、外国語文献研究（母語による文献研究は対象除外）もしくは国際交流特設科目を２単位以上修得しなければならない。

〈注２〉修了要件として、自己の所属する専修の科目を４単位以上修得しなければならない。また、他研究科提供科目・グローバルエデュケーションセンター設置科目（P10にて指定した科目のみ）は専門科目に含まれ、在学中に海外の他大学院で修得した科目の認定は10単位を上限として、修了に必要な単位として認める。（在学中に海外の他大学院で修得した科目の単位は、所定の手続および審査を経て、専門科目に該当する内容のものに限り認定する。）

〈注３〉自由科目（登録制限単位数上限を超えて登録した科目、単位認定申請をしなかった他研究科/他機関提供科目）の単位は、修了要件に含まれない。

２．科目登録

修士課程の学生は、学科目配当に基づいて、各自の方針や学位取得の必要条件を考慮して履修計画を立てなければならない。

各学期のはじめに、指導教員による指導に従って、その学期に履修しようとする科目を選択し、指定された期間内に所定の方式に基づき登録手続きを完了すること。

なお、修士課程の学科目は、主に半期科目（２単位）であり、春学期もしくは秋学期に開講する（一部クォーター科目（２単位）がある）。

修了に必要な単位数については、必ず学生各自の責任において正しく把握し、履修計画を立てること。

※登録単位数

（１）１学年度（４月入学者は４月～翌年３月、９月入学者は９月～翌年８月）に登録できる科目単位数の上限は、年間28単位(演習含む)とする。

（２）学部在籍中に取得した「大学院先取り科目」の単位認定分は、上限単位数に含まない。
（科目等履修生については、単位認定分は上限単位数に含みます）

（３）自由科目、日本語教育研究センター設置科目および商学部設置の前提科目を履修する者は、年間最高32単位まで履修することができる。なお、左記科目は修了に必要な単位数に算入されない。

（４）登録科目の取消は、指導教員が承認した場合のみ、商学研究科設置科目に限り各学期６単位（３科目）を上限として認める。

≪科目区分≫

１）　共通基礎科目

６単位（３科目）以上修得しなければならない。ただし、12単位（６科目）までを修了に必要な単位として認め、12単位を超えて単位を修得した場合は自由科目として扱う。

２）　共通基礎科目（文献研究）

英書文献研究、その他の外国語文献研究は、４単位（２科目）までを修了に必要な単位として認め、４単位を超えて単位を修得した場合は自由科目として扱う。

３）　国際交流特設科目

（１）国際交流特設科目は一部～三部で構成され、英語で講義を行う。

（２）国際交流特設科目一部・二部については、一部・二部と合わせて以下の単位を上限として、修了に必要な共通基礎科目の単位として認める。以下の単位を超えて単位を修得した場合は自由科目として扱う。

日本人等学生（永住者・定住者等を含む）	２単位（１科目）
外国人留学生	10単位（５科目）

（３）国際交流特設科目三部は、４単位（２科目）まで、修了に必要な共通基礎科目の単位として認め、４単位を超えて単位を修得した場合は自由科目として扱う。なお、海外の早稲田大学・商学研究科協定校へ留学を希望する者は、この三部に配当の科目を４単位以上修得することが望ましい。

（４）2016年度は、二部および三部の科目を開設しない。

４）　専門科目

16単位（８科目）以上修得し、かつ、自己の所属する専修から、４単位（２科目）以上を修得しなければならない。

５）　演習科目

自己の所属する専修の演習を、８単位（４科目）修得しなければならない。
なお、８単位（４科目）を超えて単位を修得した場合は、自由科目として扱う。

６）　他研究科提供科目・グローバルエデュケーションセンター提供科目

（１）他研究科・グローバルエデュケーションセンター提供科目の履修は、原則として講義科目のみを認める。

（２）履修はWeb科目登録システムから行い、事前に指導教員の許可を得ること。

（３）科目の登録は、学期および年間登録の制限単位数内で行う。

（４）在学中通算８単位を上限として履修を許可し、他研究科提供科目については専門科目、グローバルエデュケーションセンター提供科目については大学院全学共通設置科目のうち以下の科目のみを専門科目へ、修了に必要な単位として認定可能とする（８単位を超える分は自由科目として扱う）。

学術的文章の作成とその指導，研究倫理概論，質的研究方法入門

※前提科目は、各専修が配当する科目履修に先立って履修しておくべき科目を指す。未だこれを履修していない者は、指導教員により、商学部に配当されている当該科目の履修を指示される場合がある。なお、前提科目は自由科目として取り扱われ、修了に必要な単位数に算入されない。

※日本語の語学科目履修を要求された外国学生は、科目登録の際、履修する日本語科目の単位数を含めて32単位以内で登録しなければならない。

※専門職学位課程（商学研究科ビジネス専攻）[全日制グローバル]設置科目

（１）修士課程の学生が商学研究科ビジネス専攻設置科目の履修を希望する場合、全日制グローバル設置の選択科目（日英科目は含まない）についてのみ、在学中通算６単位を上限として履修を許可し、修了に必要な専門科目の単位として認める。コア科目および夜間主設置の選択科目の履修は一切認めない。

（２）常勤者として満３年以上の実務経験を有すること。科目登録時には「経歴書」を提出すること。

（３）科目の登録は、年間登録制限単位数内で行う。

（４）商学専攻博士後期課程在学者については、実務経験3年以上の条件を満たさなくとも履修できる。

（５）経営管理研究科設置科目については、他研究科提供科目として取り扱う。

修士課程　全学生共通事項

１．修士論文

修士課程の学生は指定された期間内に指導教員（主査・副査）の承認を得て、修士論文の主題とその計画書を研究科長に提出しなければならない。

修士論文は、学生が各自の専攻分野について研究テーマを選定し、研究の成果を組織立て、これを発表することによって、広い視野に立つ精深な学識と専攻分野における研究能力を示すに足るものでなければならない。修士論文は作成要領（ホームページに掲載）所定の書式にて作成することとする。修士論文は英語で作成してもよいが、その場合、日本語による概要書（6,000字以上）の提出が必要となる。なお、計画書については英語での提出も可とする。

また、主査および副査からの指導については、仮指導（論文提出の１年前）および副査指導期間（論文提出の２か月前）を設けており、適宜指導を受けることとする。

２．成績優秀者表彰制度

在学中極めて成績が優秀であった学生に対して、商学研究科修了式時に「成績優秀者」として表彰する。表彰の対象者は、GPA および修士論文の評価を総合的に判断した結果、上位の成績を修めた者とする。

３．商学部在籍時に修得した単位について

商学部生が卒業後に商学研究科修士課程に入学する場合、商学部在籍中に修得した大学院商学研究科修士課程設置科目の単位について、所定の手続き（「商学研究科科目登録用紙」の提出）を経て上限10単位（５年一貫修了制度適用候補者は16単位）を商学研究科の修了要件単位に算入することができる。なお、当該単位認定によって認定された単位は、年間登録制限単位数に含まれない。

４．教育職員免許状

（１）免許状の種類・教科

本研究科が文部科学省から課程認定を受けている免許状の種類・教科は次のとおりである。

免許状の種類	教科
中学校教諭専修免許状	社会
高等学校教諭専修免許状	商業、公民

※高等学校教諭専修免許状「地理歴史」は、当研究科で課程認定を受けていない。

（２）本研究科における免許状取得の条件

本研究科入学前に、取得を希望する各教科の第１種免許状を取得している者、又は専修免許状各教科における教育職員免許法５条別表第１の所要資格を満たしている者。

※「５条別表第１の所要資格」とは、１種免許状取得に必要な基礎資格（学士の称号等）および単位（「教科に関する科目」「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」）に大別される。

※教育職員免許状の取得を希望する者は、「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」による所定の単位を修得しなければならない。

（３）免許状の取得要件

前述（２）の条件を満たし、かつ商学研究科修士課程を修了し（修士の学位を得）、取得を希望する専修免許状各教科にて指定する「教科又は教職に関する科目」を 24 単位以上修得した者が、「商業」、「社会」あるいは「公民」の専修免許状を取得出来る。なお、詳細については商学研究科事務所まで問い合わせること。

（４）免許状申請要領

免許状の申請は、本人が、自分の住居地、本籍地、もしくは教員採用学校所在地の授与権者

（都道府県教育委員会等）に対して行う（個人申請）。ただし、日本の大学（学部）を卒業しており、かつ３月の修了予定者に限り、大学がとりまとめて申請を代行（一括申請）し、学位授与当日に免許状を手渡せるようとりはからう。

なお、免許状授与証明書の請求は、授与権者に対して行うこと。

Ⅲ　博士学位に関する規程

1　博士後期課程に３年以上在学して所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、「博士（商学）」の学位が与えられる。

2　研究指導を受けるに当たっては、セメスター毎に研究報告書・計画書および実績に応じて研究業績（所定様式による）を提出しなければならない。入学初年度の第１セメスターについては、研究計画書および基本情報を記載した「研究業績」を入学後に商学研究科事務所に提出することとする。

3　博士後期課程の学生は、別に定める「課程博士の学位取得プロセス」に従い、学位論文を作成する。（詳細はＰ79「課程博士の学位取得プロセス」を参照）。

4　博士後期課程においては、修了要件として授業科目の単位修得を求めていないが、指導教員の研究指導に基づき、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念しなければならない。

5　指導教員が定年その他の事由によって、商学研究科における指導の継続が不可能となる事態が生じたときは、原則として同一専修内の教員に指導教員を変更することがある。

6　博士論文は、各自の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示すに足るものでなければならない。

7　商学専攻博士後期課程在学者については、商学研究科（ビジネス専攻）および経営管理研究科全日制設置科目（選択科目のみ。日英科目は含まない）について、実務経験３年以上の条件を満たさなくとも履修できる。

Ⅳ　研究生および科目等履修生（委託履修生・一般科目等履修生）

1　正規の学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ、研究生および科目等履修生（委託履修生・一般科目等履修生）の入学を許可することがある。

2　研究生とは、博士後期課程に６年間在学し、博士論文を提出しないで退学した者のうち、引き続き大学院において博士論文作成のため研究指導を受けることを許可された者をいう。

3　委託履修生とは、官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等から委託され、商学研究科において授業科目を履修すること、または特定課題について研究指導を受けることを許可された者をいう。

4　一般科目等履修生とは、商学研究科において各学期１科目または数科目の、原則として講義科目を履修することを許可された者をいう。

5　科目等履修生が、修了後、本研究科同一専攻に正規学生として入学を認められた場合には、科目等履修生として本研究科に在学していた時に修得した単位を、所定の手続き（「既得単位認定申請書」の提出）を経て、Ａ＋またはＡ評価の科目に限り、10 単位（2016 年 4 月以降一般科目等履修生として在学し、本研究科商学専攻に入学した場合は 14 単位）を上限として修了に必要な単位として認定することができる。ただし、課程をまたいだ単位認定は行わない。なお、当該単位認定によって認定された単位は、年間登録制限単位数に含まれる。

6　国費の科目等履修生は、他研究科科目を登録・履修することはできない。

7　日本人以外の科目等履修生は、各学期１週間に 10 時間以上科目履修をすること。

Ⅴ　総合成績の判定

1　授業科目の成績は、A⁺・A・B・C・Fの五級に分ち、A⁺・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。なお、成績証明書には合格科目のみ表示される。

2　ＧＰＡについて

本研究科では、個人の成績平均点について２種類の基準を用いている。

ＧＰＡについては、2010年度以降入学者を対象に算出される。大学間協定における派遣留学者選考や、大学全体で採用候補者を決定する奨学金選考等において使用する基準となる。

3　修士課程および博士後期課程における研究指導の成績は、ＰおよびＱの二級に分け、Ｐを合格、Ｑを不合格とし、学期ごとに評価する。

●ＧＰＡ(Grade Point Averege)について

（１）計算式

各成績評価に対して、グレイド・ポイント（Grade Points）とよばれる換算値が決められている。各成績評価に対するグレイド・ポイントは、以下のとおりである。

評　価	点　数	G.P.	評　価	点　数	G.P.
A⁺	100～90点	4	C	69～60点	1
A	89～80点	3	F	59点以下	0
B	79～70点	2			

それぞれの「科目の単位数」と「グレイド・ポイント」の積の総和を「登録単位数」で割って、算出された数値がGPAである。これを式で表すと以下のとおりとなる。

$$\frac{(\text{A} \quad +(\text{B修得単位数}\times 2)+(\text{C修得単位数}\times 1)+(\text{不合格科目単位数}\times 0)}{\text{総登録単位数（不合格科目を含む）}}$$

※ＧＰＡは、小数第２位まで表示する。（小数第３位を四捨五入）

（２）対象科目

「自由科目」「前提科目」「ＰＱ評価科目」を除く授業科目。

（３）ＧＰＡの通知・証明

「成績照会画面」で確認できる（「成績証明書」には記載されない）。

また、大学ＧＰＡ対象科目の成績およびＧＰＡが記載された「ＧＰＡ証明書」を発行することが可能。

Ⅵ　海外留学等

1　海外留学制度概要（留学希望者は、手続き等の詳細について事務所に問い合わせること。）

（１）箇所間協定による派遣留学

本研究科商学専攻は、以下の13校と学生交換プログラムの協定・覚書を締結しており、大学院生の派遣・受け入れを行っている。

●協定校一覧

北アメリカ	シカゴ大学経営大学院、ワシントン大学経営大学院（以上、アメリカ）
ヨーロッパ	WHU 経営大学院（ドイツ)、テュービンゲン大学（ドイツ)、エセック経済商科大学院大学（フランス)、ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）
アジア	復旦大学管理学院、長江商学院（以上、中国)、成均館大学校経営管理大学院（韓国)、国立台湾大学管理学院、国立政治大学商学院（以上、台湾)、チュラロンコーン大学大学院（タイ）

（２）ＱＴＥＭ留学 project

アジア・オセアニア・ヨーロッパ・北米の経営・経済系大学院でデータ分析を中心に学ぶ交換留学プログラムで、大学院在学中に２校（各１セメスター）に留学でき、かつインターン経験を積むことで、国際社会で活躍する人材を育成する。詳細は、商学研究科ＨＰを参照のこと。

（３）大学間協定による派遣留学

本大学は、各国の大学と学生交換プログラムの協定を締結しており、協定校に大学院生を派遣している。詳細は、留学センター発行の『STUDY ABROAD 留学の手引き』を参照。

（４）その他の留学

上記の派遣交換留学制度によらず、個人で外国の大学その他の教育機関へ留学をする場合は、私費留学の扱いとなる。

2　留学期間は、原則として１年以内とする。(留学中の学費および学籍上の取り扱いについては、本研究科事務所へ問い合せること。)

①　箇所間協定による派遣留学の場合、原則として早稲田大学に学費等を全額納め、派遣先の学費は全額免除される。

②　大学間協定による派遣留学の場合は協定先との取り決めにより、学費の納入金が異なる。

③　私費留学の場合、留学先の学費に加え、早稲田大学の当該期の在籍料等として所定額を納める。

3　留学中に修得した単位のうち、各課程の修了要件欄にて定める単位数を超えない範囲で、所定の手続きおよび審査を経て、修了に必要な単位として認定することができる。単位認定可能な単位数は在学中通算 10 単位までとし、認定科目の成績については、審査を経て決定する。科目名は英語で記載する。留学中に修得した単位が認定された場合は、所定の単位認定料を徴収することがある。当該単位認定によって認定された単位は、年間登録制限単位数に含まれる。

4　大学院学生交流連合（早稲田大学・京都大学・慶應義塾大学・東京大学）の派遣学生となった者は、派遣先で修得した単位のうち、講義科目に限り、10 単位を超えない範囲で、修了に必要な単位として認定することができる。

なお、当該派遣の募集は、各学期開始前の所定時期に商学研究科掲示板に掲出する。

Ⅶ　学籍番号

本研究科の学籍番号は、次の区分により８桁で構成されている。

3	5	0	1	2	3	4	5
箇所		入学年度		課程	個人番号		

箇　　所：商学研究科「35」
入学年度：入学年度を西暦下２桁で表わす
課　　程：修士課程「１」、専門職学位課程「２」、博士後期課程「３」、研究生「８」、科目等履修生「９」
個人番号：各プログラムおよび入学時期等により採番